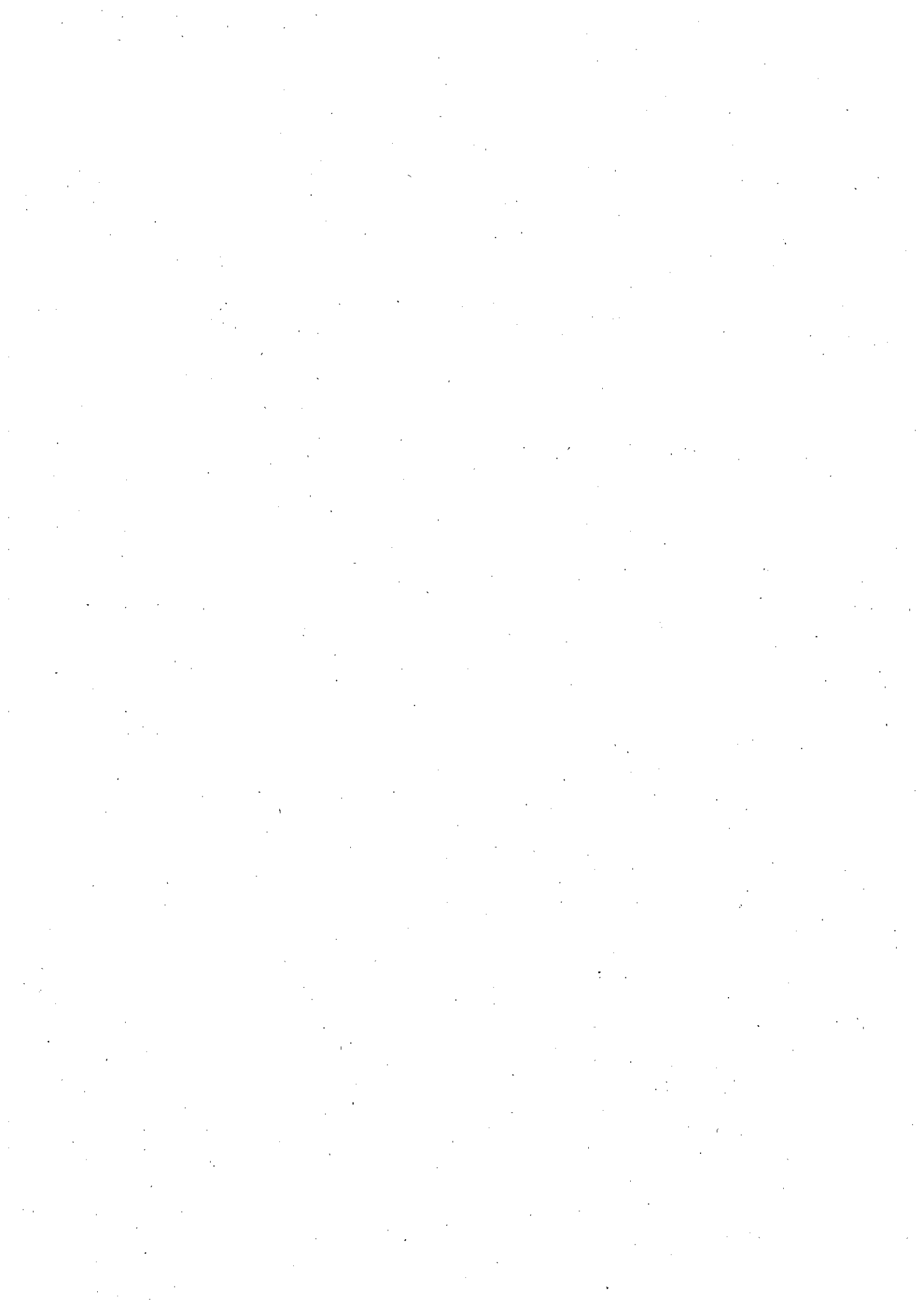


議 事 録

令和5年4月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会



令和5年第4回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年4月5日(水) 13時26分から14時32分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名：14番 坂本 照子

5. 議題

議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第29号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(農地中間管理機構)
議案第30号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第6号 農地法第3条第3の規定による届出

1 開 会

○副会長(隈部誠一君)

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

2 会長挨拶

○事務局長(一法師進君)

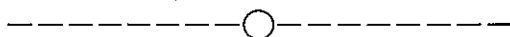
本日の総会は、委員 14 人全員の出席で、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 5 年第 4 回総会を開会致します。

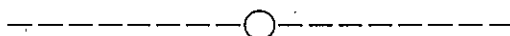


3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定により、議長において、7 番 廣田委員、8 番 米岡委員を指名いたします。



4 議 事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第 2 の議案審議にはいります。議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 24 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

説明に入ります前に、案件の変更がございます。議案書 13 ページ提案番号 59 番の案件中、山鹿市小原字松の本 2080 の農地について、4 月 3 日付で申請者から申請取り下げ願いが事務局に提出され、同日受理されましたので、当該農地を議案書から削除願います。

提案番号 49 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 1 ページ記載のとおりです。議案書 2 ページをお願いします。

提案番号 50 番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は 2 ページ記載のとおりです。議案書 3 ページをお願いします。

提案番号 51 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 3 ページ記載のとおりです。議案書 4 ページをお願いします。

提案番号 52 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 4 ページ記載のとおりです。議案書 5 ページをお願いします。

提案番号 53 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 5 ページ記載のとおりです。議案書 6 ページをお願いします。

提案番号 54 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人家族の自宅近くであることから耕作便利によるものです。
調査書は 6 ページ記載のとおりです。議案書 7 ページをお願いします。

提案番号 55 番申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、隣接地取得によるものです。
調査書は 7 ページ記載の通りです。議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 56 番申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受け理由は、親子間の贈与によるものです。
調査書は 8 ページ記載のとおりです。議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 57 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 9 ページ記載のとおりです。議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 58 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 10 ページ記載のとおりです。議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 59 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書は 11 ページ記載のとおりです。議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 60 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。
調査書は 12 ページ記載のとおりです。議案書 16 ページをお願いします。

提案番号 61 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 13 ページ記載のとおりです。議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 62 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 14 ページ記載のとおりです。議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 63 番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受け理由は、贈与によるものです。

調査書は 15 ページ記載の通りです。議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 64 番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受け理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は 16 ページ記載のとおりです。議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 65 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は 17 ページ記載のとおりです。議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 66 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 18 ページ記載のとおりです。議案書 23 ページをお願いします。

提案番号 67 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 19 ページ記載のとおりです。議案書 24 ページをお願いします。

提案番号 68 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅隣りであることから、耕作便利によるものです。

調査書は 20 ページ記載のとおりです。

以上 20 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 49 番から 53 番までについて「北部地区担当委員」

12 番（田中春雄君）

提案番号 49 番から 53 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 54 番から 62 番までについて「南部地区担当委員」

3 番（森喜代輝君）

提案番号 54 番及び 62 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 63 番から 68 番までについて「東部地区担当委員」

2 番（守川千穂君）

提案番号 63 番から 68 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 24 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号 5 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、借り受け人の所有農地の隣接農地であるためで、10 年の使用貸借権設定です。

調査書は 21 ページ記載のとおりです。議案書 26 ページをお願いします。

提案番号 6 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、借り受け人の所有農地周辺であることから、耕作便利によるもので、20 年の賃貸借権設定です。

調査書は 22 ページ記載のとおりです。議案書 27 ページをお願いします。

提案番号 7 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、借り受け人の自宅周辺であることから、耕作便利によるもので、5 年の使用貸借権設定です。

調査書は 23 ページ記載のとおりです。議案書 28 ページをお願いします。

提案番号 8 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、借り受け人の自宅周辺であることから、耕作便利によるもので、4年9ヶ月の賃貸借権設定です。

調査書は24ページ記載のとおりです。

以上4件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号5番から6番までについて「北部地区担当委員」

6番（稲葉和弘君）

提案番号5番から6番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号7番について「南部地区担当委員」

7番（廣田幸徳君）

提案番号7番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

・提案番号8番について「東部地区担当委員」

13番（隈部誠一君）

提案番号8番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第25号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第25号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案 26 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案 26 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 4 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑 1,690 m²を農業用施設に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 4 番について「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 4 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。しかしながら、近隣農地で農業用施設の転用許可後に農業用施設に該当しない施設を建てられたケースがあり、同様の心配がありますが、農振法上の用途区分を厳守されるよう山鹿市から注意喚起、指導をしていただくことをお願いしたいと思います。

ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 26 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 26 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 14 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 124 m²を取得し、自家用駐車場として転用する案件です。

なお、申請地は昨年からすでに駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 31 ページをお願いします。

提案番号 15 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 7.93 m²を取得し、隣接する宅地の一部として転用する案件です。

なお、申請地は譲渡人の相続以前から宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 32 ページをお願いします。

提案番号 16 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 30 m²を取得し、隣接する宅地と合わせて一般個人住宅用地に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 33 ページをお願いします。

提案番号 17 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 409.5 m²に使用貸借権を設定し、堆肥舎に転用する案件です。なお、申請地は昨年からすでに堆肥舎として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画をお願いします。9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 34 ページをお願いします。

提案番号 18 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 535 m²を取得し、施療院として転用する案件です。なお、申請地は耕作以外の用途に利用されており、その経緯について始末の提出がなされております。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 35 ページをお願いします。

提案番号 19 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田と畑 4 筆計 560 m²を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、6 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 14 番について「北部地区担当委員」

11 番（廣松久喜君）

提案番号 14 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 15 番から 18 番までについて「南部地区担当委員」

9 番（光永太君）

提案番号 15 番から 18 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 19 番について「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 19 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願ひします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 27 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 27 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転」を議題とします。

まず、提案番号 10 番については、隈部副会長を臨時議長として、議事の総理をお願いいたします。

○臨時議長（隈部誠一君）

提案番号 10 番の譲受人については、14 番坂本会長の同居親族であり、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、坂本会長は議事に参与することができませんので、私が臨時議長となり、議事を総理します。

それでは、事務局から提案番号 10 番の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書の 36 ページをご覧ください。

提案番号 10 番 申請地は山鹿市立博物館の東側に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。水稻を作付け予定です。

○臨時議長（隈部誠一君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願ひします。

（「質疑なし」の声あり。）

○臨時議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。

提案番号 10 番は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○臨時議長 (隈部誠一君)

全員賛成でございますので、提案番号 10 番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、これもちまして、議長を坂本会長に交代します。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。続きまして提案番号 11 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (富田和貴君)

議案書 39 ページをお願いします。

提案番号 11 番 申請地は鹿央市民センターの南側に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。飼料作物を作付け予定です。

なお受け手の要件については調査書 40 ページと 41 ページに記載の通りです。

いずれの案件も 2 月 15 日に売買会議を開催し内容の確認を行っており、内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

提案番号 11 番は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、提案番号 11 番は、原案のとおり決定いたしました。

これもちまして、議案第 28 号の審議を終了します。

次に、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (富田和貴君)

議案書 40 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規設定 19 件、その面積は 26,259 m²でございます。

はじめに提案番号 145 番から 146 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻・麦・大豆を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明した申請に係る調査書については、別紙調査書 42 ページに記載のとおりでございます。

次に提案番号 147 番から 41 ページ 151 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、ワイン用ぶどうを作付け予定でございます。

なお、ただいま説明した申請に係る調査書については、別紙調査書 43 ページに記載のとおりでございます。

次に提案番号 152 番から 155 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻、WCS、麦を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明した申請に係る調査書については、別紙調査書 44 ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号 145 番から 155 番までの議案につきましては、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 29 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 29 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書 43 ページをお開き下さい。

今回の利用権設定は、新規設定が 31 件、再設定が 5 件でその面積は、42,242 m²でございます。

提案番号 59 番から 48 ページ 73 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、59番は粟・タケノコ、60番は野菜、61番は粟、62番は
水稲、63番は茶、64番から66番は水稲、67番は大豆、68番と69番は水稲・麦・大豆、70
番は水稲・牧草、71番はスイカ、72番と73番はほうれん草を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は47ページから57ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号59番から73番までの議案につきましては、農業経営
基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、提案番号72番から73番の法人については、今回が初めての申請となりますので法人
の概要について説明いたします。

調査書は58ページをご覧ください。

農地所有適格法人については、①法人形態要件、②事業要件、③議決権要件、④役員要件の4
つの要件全てを満たすことによって、農地の所有権等を取得して農業経営を行うことのできる法
人です。

まず、「法人形態要件」につきましては、「令和4年12月26日に株式会社」として法人登
記がなされておりますので、満たしております。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業であることとなります。定款及び履歴事
項全部証明に「農産物の生産・加工、販売」等の記載がありますので、満たしております。

次に「議決権要件」につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人
の議決権は3で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が2でありますので、満たし
ております。

最後に、「役員要件」につきましては、役員3名のうち2名が年間150日農業に従事してお
りますので、満たしております。以上4つの要件全てを満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第30号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第30号は、原案のとおり決定いたしました。

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第6号「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和5年2月に届出がありました件数は17件、筆数の合計は98筆、面積の合計は81,130㎡でございます。詳細につきましては、49ページから51ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第6号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和5年第4回総会」を閉会いたします。

6 .閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会
会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

7番 農業委員

廣田幸徳

8番 農業委員

米岡一利